

～ PCB廃棄物処理についてのQ&A ～

Q PCBとは何ですか。なぜ、処理しなければならないのですか。

A PCB（ポリ塩化ビフェニル）は人工的に作られた油状の物質で、熱で分解しにくい、不燃性・電気絶縁性が高いなどの性質から、電気機器の絶縁油や熱交換器の熱媒体、感圧複写紙など様々な用途で利用されてきました。しかし、人体に有害であることが判明したため、昭和47年（1972年）に国内での製造・輸入が禁止されています。

その後、有害化学物質に係る国際条約の締結などを受けて、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、PCBを含有している機器等は法で定めた処分期間内に処分しなければならないこととされました。PCB廃棄物（PCBを含有する機器等が廃棄物となったもの）は、通常特別管理産業廃棄物に該当し、保管事業者の責任で処分する必要があります。

Q PCBが使用された製品にはどのようなものがありますか。

A PCBは、変圧器やコンデンサーなどの電気機器の絶縁油や、工場の熱媒体、潤滑油、可塑剤、塗料、感圧複写紙などに使用されていました。

今回調査対象としている「照明器具の安定器」は、照明のちらつきを抑えるための電気機器ですが、この中にPCB油を含む小さなコンデンサーが内蔵されているものがあります（→PCB使用安定器）。

Q PCB廃棄物はどこで処理されるのですか。

A 絶縁油等にPCBを使用していた電気機器等でPCB濃度が0.5%（5000ppm）を超えるものは「高濃度PCB廃棄物」と分類され、国が設置した「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」（通称JESCO）で処理します。**PCB使用安定器は、全て高濃度PCB廃棄物に該当します。**

宮城県内の高濃度PCB廃棄物は、JESCOの北海道PCB処理事業所（北海道室蘭市）で処理されます。
[JESCOホームページ] <http://www.jesconet.co.jp/>

Q PCB使用安定器があることが判明したらどのようにすればよいですか。

A まず、安定器の交換をお願いします。取り外したPCB使用安定器は他の廃棄物と区別して保管し、期間内の処理に向けてJESCOへの機器登録や収集運搬業者の手配等の準備をお願いします。

（処分料金はJESCOホームページを参照、収集運搬料金は処理業者に確認をしてください。）

また、法律に基づく届出が必要になります。詳しくは、保管場所を管轄する県の保健所（担当：環境廃棄物班）にお問合せください。

→保健所の連絡先は <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/toiawase-index.html> を参照ください。

Q PCB使用安定器の処分期限はいつですか。期限までに処分しないとどうなりますか。

A **宮城県内のPCB使用安定器の処分期限は2023年3月31日です。**この期限までにJESCOへ処分を委託しなかった場合には、改善命令（行政処分）や罰則の対象となることがあります。

Q 処分などの費用について補助などはありますか。

A 高濃度PCB廃棄物の処分については、中小企業者向けに処分費用の70%（個人の場合は95%）を補助する制度があります。詳しくは、JESCOのホームページを御覧ください。

※このほか、PCB廃棄物の処理に必要な運転資金に対する融資制度（日本政策金融公庫）や、PCB使用照明器具のLEDへの交換費用の一部を補助する国の事業があります。